

給水装置工事基準（山間地域水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【P.1】</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>平成9年厚生労働省令第14号(最終改正 令和2年第38号)「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定めている技術的細目は、令第6条の各号列記の基準項目のうち技術的細目を必要とするものについて定めたものである。</p> <p>【P.4】</p> <p>6 給水装置システムの基準 (中略)</p> <p>(6) 凍結のおそれがある場所では「耐寒性能を有する給水装置を設置すること」又は「断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること」基準省令第6条</p> <p>凍結のおそれがある場所では、耐寒性能を有する給水用具を設置するか、又は給水装置を断熱材や保温材で被覆する、配管内の水抜きを行うことができる位置に水抜き用の給水用具を設ける、屋外配管は凍結深度より深く埋設する等の凍結防止措置を講じなければならない。</p>	<p>【P.1】</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>平成9年厚生労働省令第14号(最終改正 平成26年第15号)「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定めている技術的細目は、令第6条の各号列記の基準項目のうち技術的細目を必要とするものについて定めたものである。</p> <p>【P.4】</p> <p>6 給水装置システムの基準 (中略)</p> <p>(新設)</p>	

給水装置工事基準（山間地域水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【P. 22】</p> <p>(参考) 給水幹線とする場合の原則</p> <p>道路，又は，通路形態があり，局が維持管理できる場合は補助配水管を布設するが，次の場合には，原則として給水幹線を布設する。</p> <p>(1) 同一敷地内のアパート等で各戸メーターの設置要請があり，その敷地内が，一定の通路形態を成していない(区切りのない平地等)場合</p> <p>(2) アパート等の居住者や貸ガレージなどのための専用通路が道路形態を成している場合であっても，将来的にその通路を第三者が共用し，新たに給水の申請をすることが考えられないもので，かつ専用通路の進入口が門(開閉式含む。)等で遮断され，補助配水管を布設しても，局が維持管理できない場合</p>	<p>【P. 22】</p> <p>(参考) 給水幹線とする場合の原則</p> <p>道路，又は，通路形態があり，局が維持管理できる場合は補助配水管を布設するが，次の場合には，原則として給水幹線を布設する。</p> <p>(1) 同一敷地内のアパート及び貸ガレージ等で各戸メーターの設置要請があり，その敷地内が，一定の通路形態を成していない(区切りのない平地等)場合</p> <p>(2) アパート等の居住者や貸ガレージなどのための専用通路が道路形態を成している場合であっても，将来的にその通路を第三者が共用し，新たに給水の申請をすることが考えられないもので，かつ専用通路の進入口が門(開閉式含む。)等で遮断され，補助配水管を布設しても，局が維持管理できない場合</p>	